

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第78号 令和2年度月形町一般会計補正予算（第10号）
- 議案第79号 令和2年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第80号 令和2年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第81号 令和2年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 令和2年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第6号）
- 議案第83号 地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第84号 月形町議会議員及び月形町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 議案第85号 月形町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第86号 月形町青果物集出荷貯蔵施設条例の制定について
- 議案第87号 一号橋補修工事請負契約締結事項の変更について
- 議案第88号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町月ヶ岡農村公園】
- 議案第89号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町認定こども園花の里こども園】
- 同意案第13号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 意見案第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書の提出について
- 意見案第7号 経営所得安定対策における「子実用とうもろこし」の適用拡大を求める要望意見書の提出について
- 意見案第8号 コロナ禍による地域経済対策を求める要望意見書の提出について

○ **議長 金子 廣司** ただ今の出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

12月8日に引き続き会議を再開いたします。（午前10時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。（午前10時00分開議）

議事日程第2号はお手元に配付のとおりであります。

◎ **日程1番 会議録署名議員の指名**

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

- 議長 金子 廣司 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において
大 釜 登 議員
松 田 順 一 議員
の両名を指名いたします。

- ◎ 日程2番 議案第88号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町月ヶ岡農村公園】

- 議長 金子 廣司 日程2番 議案第88号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町月ヶ岡農村公園】を議題といたします。
地方自治法第117条の規定によって、楠順一議員の退席を求めます。
(楠議員 午前10時01分退席)

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書149ページをお開き願います。ただ今、上程されました議案第88号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町月ヶ岡農村公園】、説明申し上げます。このことにつきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。1指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、月形町月ヶ岡農村公園 樺戸郡月形町字知来乙310番地5、2指定管理者となる団体の名称及び住所は、社会福祉法人雪の聖母園 樺戸郡月形町字当別原野215番地4、3指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。

指定管理者の選定の経過であります。指定管理者となる団体は、平成30年4月から当該公の施設の指定管理者となり、町内外の利用者へ安定したサービスの提供と地域の活性化に寄与しております。当該指定管理者が引き続き管理を行うことにより、当該公の施設の運営に係る安定したサービスの提供及び事業効果が期待できるため、月形町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例及び条例施行規則に則して、公募によらず指名により現在の指定管理者からの申請を受け、内容の審査を行い、選定したものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第88号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程3番 議案第89号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町認定こども園花の里こども園】

- 議長 金子 廣司 日程3番 議案第89号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町認定こども園花の里こども園】を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書151ページをお開き願います。ただ今、上程されました議案第89号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町認定こども園花の里こども園】、説明申し上げます。このことにつきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、月形町認定こども園花の里こども園 樺戸郡月形町46番地1、2 指定管理者となる団体の名称及び住所は、社会福祉法人雪の聖母園 樺戸郡月形町字当別原野215番地4、3 指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。
指定管理者の選定の経過等につきましては、全員協議会でもご説明申し上げますが、新たに指定管理者となる団体は、古くから月形町に住所を有し事業展開をしている社会福祉法人であり、町外ではありますが保育園の運営も行っております。このような団体が、現在の指定管理者から花の里こども園の職員、従事者及び保育体制などを現状のまま引き継ぎされるものであり、通園する園児やその保護者、また従事する職員にも不安を与えることなく、効率的で効果的な管理運営や良質な保育サービスの提供が期待できることから、月形町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例及び条例施行規則に則し、公募によらず指名の上、申請を受け、内容の審査を行い、選定したものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

- 議長 金子 廣司 大釜登議員。
- 議員 大釜 登 確認ですけれど、この件については、全員協議会で2度ほど協議をしております。ただ、私としては、雪の聖母園にやっていただくことは大歓迎でありますけれど、今までの経緯の中で、例規や条例の中でかなりのズレがあったような気もしているのです。それで、副町長からの説明を何度か受けているのですが、これについて、我々は反対する意志もないのですけれど、今一度、この場で、この件に関しては一切問題がないという確約をいただきたい。それから、指定管理期間について、今までは5年間として指定管理を受けていますけれど、今回は3年間になっています。3年間になった理由を、もう一度説明していただきたいと思えます。この2点について、お伺いします。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 まず、雪の聖母園に指定管理を公募によらないで指名をして選定することが、本当に大丈夫なのか、確約できるのかということでございますけれど、条例や規則をお示しして、選定の理由をお話して、それに則しているということで、確約と言いますか、私どもとしては、自信を持って、この選定方法は誤りではないということをつまえて、今回提案をさせていただきます。
- それと、指定期間が3年間ということでございますけれど、現在の指定管理の期間については5年間です。現在の指定管理者から、職員や従事者、保育体制の引き継ぎを受けると言いましても、花の里こども園の運営については、初めての団体でございます。この団体ともお話しをして、5年間という長いスパンではなくて、まず3年間ということで指定管理を行いたいということで、3年間としているところでございます。以上です。
- 議長 金子 廣司 大釜登議員。
- 議員 大釜 登 指定管理期間の3年間ということは、理解しましたし、前段のお話しで雪の聖母園ということで、これについて、なぜ私がこのような質問をするのかということ、最終的には議会が判断するわけですから、今、副町長が言われたように、自信を持って問題がないということであれば、我々もそれに対して何の問題もないので、この件についても理解をいたしました。よろしくお願ひいたします。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第89号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 (午前10時11分休憩)
(楠議員 午前10時12分入室)
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午前10時12分再開)
- ◎ 日程4番 議案第87号 一号橋補修工事請負契約締結事項の変更について
 - 議長 金子 廣司 日程4番 議案第87号 一号橋補修工事請負契約締結事項の変更についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
 - 議長 金子 廣司 副町長。
 - 副町長 堀 光一 議案書147ページでございます。ただ今、上程されました議案第87号 一号橋補修工事請負契約締結事項の変更について、説明申し上げます。令和2年5月8日議決、同日契約締結の一号橋補修工事請負契約締結事項を次のとおり変更したいので、議会の議決を求めるものでありまして、4契約金額中、金7,590万円を金7,648万1,900円に変更するものであります。このことにつきましては、補修工事における断面修復工に係る施工範囲と修復方法を一部変更する必要が生じたことに伴う設計の変更、そして、契約金額の変更であり、契約金額を58万1,900円増額するものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
 - 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか（「質疑なし」の声あり）
 - 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
 - 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第87号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
 - 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- ◎ 日程5番 議案第78号 令和2年度月形町一般会計補正予算（第10号）

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

- 議長 金子 廣司 日程5番 議案第78号 令和2年度月形町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書3ページでございます。ただ今、上程されました議案第78号 令和2年度月形町一般会計補正予算（第10号）について、説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第10号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,376万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億7,401万1,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は4ページから5ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

事項別、款項の区分において、主なものについて、ご説明をいたします。

28ページをお開きください。はじめに、歳出についてであります。2款 総務費 1項 総務管理費 3目 企画費 4億4,011万7,000円の増額補正でございまして、説明欄にございます、一つ目、ふるさと納税推進事業、4億4,230万円の増額補正でございます。ふるさと納税の寄附金、本年の寄附金につきましては、10月末時点ではありますが、昨年約2.6倍の寄附額となっております。この状況を踏まえて、令和2年度の総額見込みを6億1,230万円としたところでございます。この見込額6億1,230万円から当初予算額1億7,000万円を差し引いた4億4,230万円を歳入歳出ともに増額するものでありまして、歳出は、ふるさと納税推進事業において、返礼品や業務委託料、基金積立金等を増額するものであります。この4億4,230万円増額した6億1,230万円の見込みにつきましては、10月末時点での実績を勘案しての見込みでありましたが、11月に入りまして前年対比で130%、1.3倍に少し落ちてございます。このまま増額した見込みになるかならないかというのは、計り知れないところになってきておりますけれども、増額で推移してきているところでございます。次に日常生活機能対策事業でございまして、218万3,000円の減額でございます。一つは、夜間送迎業務でございまして、JR札沼線代替バスの当別発最終便以降の定期券利用者への対応策として、夜間ハイヤー送迎業務を業務委託しているところでございますけれども、契約金額が196万5,000円でございます。当初予算額450万円に対して不用額253万5,000円を減額するものでございます。次に、JR札沼線代替バス乗車券使用料35万2,000円増額でございまして、代替バスの認知度を高め、利用促進を図るために、町内全世帯に1月から3月まで利用できるように、1世帯あたり400円分

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

のバス乗車券を配付したいというものでございます。続きまして、4目 情報推進費 補正額171万6,000円でございます。地域情報通信基盤整備事業でございます。電柱移設に伴う光ケーブルの移設などの手数料でございます。続きまして、2項 徴税費 1目 税務総務費 15万2,000円増額、税務事務経費でございます。会計年度任用職員に係る経費でございます。会計年度任用職員につきましては、勤務日数を前年度よりも減らした日数で業務に当たっていただいておりますが、業務量を勘案の上、勤務日数を増やすため予算を増額するものでございます。

続きまして、30ページでございます。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 補正額1,571万円増額でございます。説明欄でございますが、障害者自立支援等給付事業1,462万8,000円増額でございます。生活介護入所支援共同生活援助等のサービス利用が当初の見込みより増えるため増額をするものでございます。その下の障害者総合支援事業につきましては、障害者福祉システム改修業務でございます。国の補助金43万5,000円があるものでございます。続きまして、2目 老人福祉費 368万7,000円増額でございます。説明欄でございますが、老人福祉施設入所事業、老人福祉施設入所者措置費、老人保護措置費過年度支出金でございます。措置費につきましては、利用者が当初の見込みより増えるためでございます。過年度支出金につきましては、令和元年度分の福祉施設に支払う未払分でございます。その下にあります後期高齢者医療経費、負担金でございますが、北海道後期高齢者医療広域連合負担金でございます。広域連合の令和元年度の医療給付費負担額の確定による増額でございます。次に、高齢者居宅生活支援事業につきましては、利用者の増加、例年の2割増しの増加となっているところでの増額でございます。次に、地域包括支援事業につきましては、備品購入費、事務用のパソコンを購入する経費でございます。続きまして、2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費 225万8,000円増額でございます。説明欄でございますが、新型コロナウイルス感染症対策経費でございます。全員協議会で新型コロナウイルス感染症対策の本定例会でのご提案分について説明を申し上げますが、ここでは、花の里こども園のホールへのエアコン設置をする経費でございます。熱中症対策を兼ねて新型コロナウイルス感染症対策を、この地方創生臨時交付金事業として行うものであります。なお、これまでもエアコン設置はございましたが、工事請負費で計上して執行しておりました。ここで備品購入費として計上しておりますのは、そうすることによって、国の補助金50万円の交付を受けられるということから備品購入費として計上してございます。続きまして、32ページ、4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費 補

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

正額297万6,000円増額でございます。病院事業会計繰出金でございます。町立病院の建設改良、医療器械整備に要する経費として繰出しをするものでございます。2目 予防費 補正額148万円増額でございます。説明欄でございますが、予防対策事業53万2,000円でございますが、予防接種業務につきましては、ロタウイルスワクチンの法定化や成人風疹抗体検査などによる受診者の増加によるものでございます。次に、住民健診事業162万5,000円減額でございます。総体的に受診者が減少していること、また、受診者がかなり少なく、そこで検診を行うとかなり費用が掛かるといふ南地区広域集落会館での健診の中止をしたことによるものでございます。母子健康事業につきましては、受診及び受検者の増によるものでございます。次に、新型コロナウイルス感染症対策経費195万8,000円増額でございます。保健福祉総合センターのエアコン設置工事でございます。これも熱中症対策を兼ねての新型コロナウイルス感染症対策を地方創生臨時交付金事業として行うものでございます。2項 清掃費 2目 塵芥処理費 28万8,000円増額、衛生センターの管理及び塵芥処理経費のうちの修繕料でございます。34ページ、6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業振興費 補正額1,137万7,000円増額、説明欄でございますが、中山間地域等直接支払交付金事業462万3,000円の減額でございます。対象農用地の面積や取り組み内容が確定したことによる交付金の減額でございます。次に、地域おこし協力隊事業でございます。活動報償費補助金100万円減額でございます。新規就農に係る地域おこし協力隊、本年度当初は3名おりましたが、うち1名が本年10月を持って地域おこし協力隊を終え、11月から就農したことにより11月から3月までの5ヶ月分の報償費100万円を減額するものでございます。次に、地域おこし協力隊起業等支援事業でございます。地域おこし協力隊の町内での起業又は事業継承を支援するための補助金制度に則っての補助金100万円でございます。この100万円につきましては、国の特別交付税措置されるものでございますが、先ほど申し上げました11月から就農した元地域おこし協力隊を支援するもので、本人からの申請は農機具の整備として申請が上がってくる予定でございます。続きまして、36ページ、7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費 補正額718万円増額でございます。これにつきましても、新型コロナウイルス感染症対策経費として中小企業者等経営持続化支援交付事業補助金718万円を増額するものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により売上合計額が前年同期と比較して20%以上減少している建設事業者等に支援金を交付するものであります。支援金の上限は、法人100万円、個人40万円でございます。今回の予算計上は、法人と個人を合わせて10

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

件分を計上させていただいております。商工業、建設業関係における持続化支援交付金につきましては、今回の建設業を中心とした支援の補正をもって一通りの支援措置を取ったところでございます。続きまして、2目 観光費 245万円の減額、説明欄でございますが、観光振興事業264万6,000円の減額でございます。本年第3回議会定例会で予算補正をさせていただきました国土交通省の観光庁の補助事業で、歴史フォーラムの開催などの事業経費を補正させていただきましたが、事業の採択がされなかったということで、事業を中止することとして、歳入、歳出ともに予算を全額減額させていただくものであります。続きまして、3目 ふるさと公園費 116万9,000円増額でございます。ふるさと公園管理経費、備品購入費で16万9,000円増額でございます。温泉ホテルの客室用加湿器付き空気清浄機を購入させていただくものでございます。次に、新型コロナウイルス感染症対策経費100万円でございます。新型コロナウイルス感染症指定管理者補助金交付事業でございます。この名称のとおり、町で指定管理を行っている指定管理者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金でございます。指定管理を行わせている皆楽公園、温泉ホテル、保養センター等の感染症対策として、衛生用品等の資材購入に要する費用の一部を助成するものでございます。助成先は株式会社月形町振興公社でございます。続きまして、38ページです。8款 土木費 2項 道路橋梁費 1目 道路維持費 63万9,000円減額、説明欄のとおりでございますが、町道維持工事経費として、入札執行による減額等で152万9,000円の減額でございます。3目 橋梁維持費 613万4,000円減額、橋梁補修事業でございます。これにつきましても、入札執行による減額でございます。4目 除雪対策費 1,731万6,000円減額でございます。除雪購入経費、備品購入として除雪専用車を購入いたしました。入札執行による減額でございます。当初予算額については、1台3,672万円で予算計上しておりました。続きまして、4項 住宅費 1目 住宅管理費 186万円増額でございます。町営住宅管理経費、修繕料を増額するものでございます。町営住宅のボイラーや電気温水器の取り替えが多く発生していることから修繕料の増額でございます。続きまして、40ページ、10款 教育費 4項 社会教育費 1目 社会教育総務費 補正額32万9,000円増額、説明欄にありますとおり本田明二作品展示事業に係る備品購入でございますが、寄贈いただきました本田明二氏の作品については、現在、農業研修館2階の研修室に収蔵しておりますが、収蔵等の環境を改善するために除加湿機能付きの空気清浄機を設置して、換気の改善をするということでございます。

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

それでは、14ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。11款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 民生費負担金 補正額172万3,000円増額、説明欄、内訳のとおりでございます。16ページ、13款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金 補正額1,489万3,000円でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の補正でございます。今回の補正を持ちまして、月形町への配分額である2億1,837万1,000円全額を予算計上するものでございます。続きまして、2目 民生費国庫補助金 補正額93万5,000円増額でございます。説明欄のとおりでございます。先ほど申し上げました保育対策総合支援事業費補助金、花の里こども園のエアコン設置に係る補助金でございます。50万円を児童福祉費補助金で計上しております。5目 商工費国庫補助金 264万6,000円減額、歳出で説明申し上げました観光庁の補助事業の開催中止に係るものでございます。続きまして、18ページ、14款 道支出金 1項 道負担金 1目 民生費道負担金 365万7,000円増額、障害者自立支援給付費負担金でございます。2項 道補助金 4目 農林水産業費道補助金 346万8,000円減額でございます。中山間地域等直接支払交付金等交付金でございます。6目 土木費道補助金 2,054万2,000円増額でございます。社会資本整備総合交付金、橋梁補修事業及び除雪車購入経費に係る交付金でございます。当初予算計上分と交付見込額の差額分を補正計上させていただきました。20ページ、16款 寄附金 1項 寄附金 2目 総務費寄附金 補正額4億4,230万円、ふるさと納税寄附金でございます。歳出で説明をさせていただきましたとおりでございます。22ページ、17款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金 補正額1,671万9,000円増額でございます。今回の補正による財源の不足する分を財政調整基金を繰入れして賄うものでございます。4目 公有財政整備基金繰入金 152万9,000円減額でございます。町道維持工事経費の減額に対応する財源の減額でございます。24ページ、18款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 補正額793万4,000円、今回の補正計上後、6,069万5,000円、これで令和元年度決算に係る実質収支額全額を予算計上をしたところでございます。次に、26ページです。20款 町債 1項 町債 5目 土木債 補正額3,730万円減額でございます。事業費の減額に伴う起債額の減額変更でございます。説明欄のとおりでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。補正予算第2条、債務負担行為の補正でありまして、第2表のとおり、3件の追加をするものでございます。1件目は、議決をいただきました議案第88号に係ります月形町月ヶ岡農村公

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

園指定管理料で、期間は指定管理の準備に当たる令和2年度から指定期間3年間の最終年となる令和5年度まで、限度額は3年間で450万円とするものであります。2件目は、これも議決をいただきました議案第89号に係ります月形町認定こども園花の里こども園指定管理料で、期間は指定管理の準備に当たる令和2年度から指定期間3年間の最終年となる令和5年度まで、限度額は2億9,100万円とするものであります。3件目ですが、一般廃棄物収集運搬処理及び月形町衛生センター維持管理業務でありまして、令和3年度から令和5年度までの3年間に渡る継続業務とするもので、令和2年度は、業務発注等の準備に当たります。限度額は3年間で1億7,422万9,000円であります。令和3年度からの業務内容や仕様については、これまで定着化しておりまして、現在とほぼ変わりありませんが、3年前の債務負担行為の限度額が1億4,962万8,000円でありまして、今回との差額につきましては、限度額的设计に掛かる労務単価の上昇によるものであります。続きまして、7ページでございます。補正予算第3条、地方債の補正であります。第3表のとおり、事業費の確定等に伴い限度額を変更するものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- **議長 金子 廣司** ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- **議長 金子 廣司** 我妻耕議員。
- **議員 我妻 耕** 31ページですが、老人福祉費、地域包括支援事業、地域包括支援システム導入業務とは、どのような業務なのか、お聞かせ願います。地域包括支援につきましては、第7期介護保険事業計画や第8期高齢者保健福祉計画で地域包括支援システムの構築や推進が上げられていますが、構築の中で、頻度はどのぐらいのシステム導入業務の位置付けになっているのかということも合わせてお伺いします。
- **議長 金子 廣司** 保健福祉課長。
- **保健福祉課長 渡辺 泰子** 地域包括支援システムは、地域包括支援センター、保健福祉課の高齢者支援係がこの業務を担っておりますけれども、そこで介護予防のケアマネージャー業務を実施しており、それに係るシステムとなっております。地域包括支援センターでは、要支援1から2の比較的介護度の軽い方に対するサービス支援を行っており、毎月、計画書を作成し国保連合会へ請求を上げて国保連合会からお金をいただくという一連の流れがあるのですけれど、それをパソコンを使って実施しております。ちなみに今回、備品購入費を計上させていただいたのは、これに係るパソコンが2台ありまして、3名の職員で2台のパソコンを使用しているのですけれど、パソコンが既に購入から7年を経過しておりまして、1台は完全に故障しており、もう1台も時々

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

電源が入らないことや途中でフリーズしてしまうことがありまして、今回2台を更新させていただくことにしたものです。以上です。

○ 議長 金子 廣司 我妻耕議員。

○ 議員 我妻 耕 ありがとうございます。実際に活動されている中でのサービス業務ということ、パソコンについては、先ほど言われたように、業務に支障をきたすということで2台を更新するということですね。

次に、33ページになります。予防費、住民健診事業が減額になっていて、予算から減額すると昨年の決算よりも低くなっているの、どうしたのかと思っていまして、先ほどの説明で、南地区広域集落会館の健診を止めたという説明があったのですが、止めた理由については、人数の減ということでしたが、それだけですか。

○ 議長 金子 廣司 保健福祉課長。

○ 保健福祉課長 渡辺 泰子 南地区広域集落会館で健診を実施するには、健診を委託している結核予防会との取り決めで、ここに職員を派遣していただくにあたり14万円を毎年上乗せで支出しておりました。今回、コロナ禍により全体的な健診の受診者数がかなり減っておりまして、2割から3割の減少があり、南地区広域集落会館の健診では元々受診者数が少なかったということもありますが、4名しか申し込みがない状態でした。4名の健診を実施するために14万円を上乗せして支払うことは難しいと判断いたしまして、この4名には保健センターや他の会場で受診していただくことを了承していただけましたので、南地区広域集落会館での実施を中止といたしました。以上です。

○ 議長 金子 廣司 我妻耕議員。

○ 議員 我妻 耕 よく分かりました。健診につきましては、年々人口が減っていく中でもありますし、保健福祉課の皆さんが勸奨努力をされている中で、また、新たな課題が出てきたという気がしないでもないのですが、分かりました。

続いて、17ページ、国庫補助金、総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、月形町の一次分、二次分の約2億1,800万円が今回で全額予算計上されたという説明でしたが、一次分6,171万円、二次分1億5,665万円、合わせて約2億1,800万円となっていると思いますが、これがどのように配分されたのかということ、また、交付限度額の算定式があったと思いますが、それに基づいて、月形町としては満度にいただいているものなのか、ということをお伺いしたい。

○ 議長 金子 廣司 企画振興課長。

○ 企画振興課長 五十嵐 克成 今、議員が言われたとおり、一次配分につきましては6,171万5,000円、二次配分につきましては1億5,665万

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

6,000円、合計2億1,837万1,000円となっております。この一次と二次配分の違いですけれど、まず、人数に比した単価が大きく違うというところでもあります。一次配分につきましては、計算式がかなり複雑な計算ですけれど、基本的には人口、都道府県別の感染者率、自治体によれば保健所設置の有無、段階的な人口補正係数等に乗じたものですが、一次につきましては、一番ベースとなる1人あたりの単価が4,800円となっております。二次配分につきましては、この計算に大きく2つの方式がありまして、一つについては、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応ということで、当時は大学生の家賃支援が大きく問題になったと思いますけれど、これが一つの項目として挙げられております。この単価が2,400円となっております、先ほどの一次と違うところと言いますと、人口プラス事業所数も大きく反映するところに出てきているというところでもあります。二次配分の二つ目ですけれど、新たな生活様式を踏まえた地域経済活性化への対応ということで、新たな生活様式に向けての準備ということでもあります。これの算定につきましては、単価が7,200円となっております、年少人口割合、高齢者人口割合もここに加味されているということでもあります。一次は4,800円、二次は9,600円という差額によりまして、6,100万円と1億5,600万円という金額に差が生じているということで、ご理解いただきたいと思っております。

この金額について、満度に出ているのかということですが、2度ほど北海道へ聞いてみましたが、総理大臣が別に定める率というものもありまして、実は人口が国勢調査人口でございまして、月形町は平成27年の国勢調査では4,577人ということで、管内の町の状況と見比べて見ましたら、この人口ですと町の順位で言いますと、月形町が7番目に当たるのですが、ただ、いただいた交付金についても、ちょうど7番目でございました。ただ、他町村の中には人口は多いけれど、交付額は少ないという逆転しているような所もありまして、先ほど言いましたように保健所の設置や高齢者の割合、財政力指数によって、小さい所については、多く配分されるというような複雑な計算の基に最終的には順位が変わるということもあったと思いますけれど、月形町については、人口どおりで収まっていると認識しております。以上です。

○ 議長 金子 廣司 我妻耕議員。

○ 議員 我妻 耕 これについて気が付いたことが、空知24市町で言いますと、一次分22億円、二次分72億円と3.2倍ぐらいいに増えている中で、月形町の一次分6,100万円、二次分1億5,600万円と2.5倍ぐらいたったので、空知の増え方を比較して言うのもなんですが、それでお尋ねしました。分かりました。

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

21ページ、ふるさと納税寄附金、先ほど歳出でも説明がありましたが、ふるさと納税について増加しているということですが、去年と比べて10月までで良いので、特徴的なことがあったら教えていただきたいと思います。

- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 五十嵐 克成 増えた要因としては、大きく2つあると考えております。平成28年にふるさとチョイスというサイトを利用して7,000万円台に伸びたということがありましたけれど、その後、順次、サイトを増やして、現在は6つのサイトに加入しております、寄附する方の見る機会が非常に増えますので、これが非常に大きいと考えております。もう一つの要因としては、返礼品の商品数が、現在、サイトを見ると116種類、違うサイトを見ると今後の販売予定等も入っていて、とても多く見えるのですけれど、それぐらいの数となっています。その中でも、お米がエコープのご努力もありまして、非常に多い種類を出していただいております。定期便と言って、何ヶ月に1回、何キロずつ送るといったものなど、多種多様に作っていただいております。また、無洗米も同様な形で作っていただいているということで、本年度の実績はまだ出ておりませんが、昨年度までメロンやスイカが1番でしたけれど、昨年度はお米が2億1,500万円を超えて、全体の73%を占めるという、この二つの要因が大きいと考えております。金額的には小さいですけど、花き農家でも色々な種類のお花を出していただいているなど、サイトを見ても明るく目の引くようなサイトになっていることも要因であると思っております。以上です。
- 議長 金子 廣司 我妻耕議員。
- 議員 我妻 耕 返礼品の種類が充実しているということ、お米の種類が多いこと、今年はお花も新たに加わっているということで、地域おこし協力隊員も色々と考えてくれているということで、ふるさと納税については歳入として無視ができないものになっていると思いますので、充実させていただきたいと思います。以上です。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 楠順一議員。
- 議員 楠 順一 37ページ、観光費、観光振興事業で、観光庁の事業にエントリーしたけれど、結果的には不採択であったということで、国の事業に採択を受けるといことが大変であることは、私も十分に理解はするのですけれど、どのようなことで採択されなかったという分析があればお聞きしたい。
- 議長 金子 廣司 企画振興課長。

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

○ 企画振興課長 五十嵐 克成 この観光庁の事業につきましては、第一次公募と第二次公募がありました。本町につきましては、第一次公募に手を上げさせていただいたのですけれど、残念ながら不採択となってしまったところです。そこからの分析ということですが、連絡では、一次公募の折に採択になった自治体については、委員全体の最終的な評価でマルが2つ付くと採択となり、月形町については、残念ながらマルは1つでしたということでした。ただ、内容としては非常に良いものだったので、第二次も公募してくれないかと言われたのですけれど、如何せん、当初予定では11月3日に事業の開催を予定しておりましたので、この事業については、決定する前に事業を着手してはいけないという、通常の事前着手はダメであるというような縛りがございます。今の臨時交付金の場合は遡っても良いということになっているので、そのようなことであれば、まだ可能であったと思うのですが、講演には月形町のことも非常に詳しい井沢元彦先生を講師にと考えてございましたけれど、開催時期も冬になってしまうということで、契約を結ぶことができなくなりました。観光庁としても歴史部分で観光をやるということについては、理解は示してくれているということでしたので、残念ではありましたが、そのような形で実施ができなかったということでございます。

○ 議長 金子 廣司 楠順一議員。

○ 議員 楠 順一 評価のマルが1つか2つかという話がありましたけれど、私も少なからず交付金関係の申請などを手掛けたこともあるものですから、ある意味、受験勉強の答案用紙を書くみたいな、言葉は少し悪いですが、そのような部分もありまして、こちらの思いが事業の要件にマッチしていかないと、なかなか採択にならないということがありまして、その辺で経験を積んでいかないと、テクニク的と言っては言葉が悪いですが、スキルが上がっていかないとということがあるので、今回で良い経験をされたと思うので、大きな事業、小さな事業がそれぞれあって、省庁によって要件も違ったりしますので、その辺はなかなか難しいとは思いますが、国の交付金申請にチャレンジするという意味では、これに懲りずに是非とも挑戦を続けていただきたいと思えます。これについては、答弁はいりませんので、以上で終わります。

○ 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

○ 議長 金子 廣司 堀広一議員。

○ 議員 堀 広一 2点お伺いしたいわけですが、最初に29ページ、日常生活機能対策事業についてですが、この中の夜間送迎業務、当初予算450万円だったものが250万円減額ということですが、この実績とこれだけ減額になった理由をお聞かせください。

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 五十嵐 克成 当初予算450万円を見た費用につきましては、町内の事業所で送迎をした場合は、おいくらになるでしょうかということで見積りをいただいた金額です。決して、膨大な金額ということではなく、見積りをいただいた当時、対応できる運転手がいなく、新規に募集や採用しなければいけないという状況でありまして、現有の人員で対応できるのであれば、もう少し安い金額の見積りもあったと思うのですけれど、そのようなこともありまして450万円という見積りがありました。見積りはいただいたのですけれど、会社としては、そうなったとしても現有の体制の中で進めていくことができないというお答えをいただきました。月形と当別間ですので、急遽、近隣でハイヤー業務をやられている所に確認をしようということ、まずは当別町にある業者を回らせていただきました。代替バスを運行している下段モーターもハイヤーの運行をしていますけれど、18時台で終わってしまうということで、夜間に対応することは難しいということでしたので、当別町内のもう1社あるハイヤー会社にお伺いしたところ、どうにか現有の体制で対応できるということで、いただいた金額が196万5,000円ということでした。金額が倍以上離れたということで指摘されたと思いますけれど、そのような形であります。196万5,000円につきましては、当別から月形間の通常のハイヤー運賃、受付等の事務費がプラスされた金額となっております。

実績については、登録はありましたけれど、利用はゼロ件となっております。

- 議長 金子 廣司 堀広一議員。
- 議員 堀 広一 金額については、今の説明でそうだろうと思います。答弁にあったとおり、実績についてはなかったということですが、未だにないということになってくると、次年度に向けて、この事業についてはどうなのかということ、多少でも実績があるなら良いけれど、全くゼロという状況の中で、再度、これを事業として予算化するのかという点について、今後、どのように考えているのか、お聞かせください。
- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 五十嵐 克成 議員のご指摘のとおり、委託したこちらとしても実績がない中で非常に心苦しい思いでございます。ただ、年度内については、このような形でご準備いただいた事業所のことも考慮して、この契約した金額で行きたいと考えております。

翌年度以降についてですけれど、まだ査定等を済ませておりませんが、新型コロナウイルス感染症の状況も早々には変わらないのではないかと、もし、変わったとしても学校の授業や通学等の状況が元には戻らないというようなお話しもありますので、例えば定額の費用を定期券を購入した方にお支払いする、

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

又は売り掛け、ハイヤーを使った実績で後ほど事業者に支払いをするということも考慮して、次年度に向けて検討していきたいと考えてございます。

○ 議長 金子 廣司 堀広一議員。

○ 議員 堀 広一 今、答弁にあったとおり、売り掛けの方が良いのかなと、今としては感じがするわけです。1年やって全く実績がないから全てを無くすということもできませんし、事業を立てる段階での話の中では、利用者がいるのではないか、不便を掛けるのではないかという面もありますから、今言ったとおり工夫をして考えるべきなのかなと思います。

次に、JR札沼線代替バス乗車券ということで、町民に対して400円分の乗車券を配付するという説明があったのですが、これの意味合いについてお伺いしたい。額については、35万2,000円ということですけど、なぜ、この額で全戸に配付しなければならないのかという点について、お伺いします。

○ 議長 金子 廣司 企画振興課長。

○ 企画振興課長 五十嵐 克成 配付するのは、町民一人ひとりということではなく、一世帯ということで考えております。一世帯400円、100円券4枚を配付したいと考えており、この事業の趣旨でございますが、以前、全員協議会でもお話ししたとおり、実績がかなり厳しい状態で、この形が2年続くと国庫補助が受けられないという事態も考慮されます。今回の件については、まず、バスに1度乗ってみたいという考えでございます。バスを利用されている方の声を聞くと、「以前は自宅から駅までの移動が大変だったけれど、今はバス停が家に近い所になって良かった。」また、「バスの乗り降りも低床のステップがあって良かった。」という声もいただいております。コロナ禍ではありますけれど、まず、バスに乗っていただくという機会を作らせていただいて、バスも新型コロナウイルス感染症の安全対策をしっかりと行っておりますので、今後、利用促進を行う時に、これをきっかけとして乗っていただきたいということが、この事業の趣旨でございます。

○ 議長 金子 廣司 堀広一議員。

○ 議員 堀 広一 全戸に配付することについて、私は正直、若干、引っ掛かる部分があって、使う人はもちろん良いのですが、全く使い道がない人にも配付するのかなと思うけれど、ただ、今の説明でもあったとおり、やはり、このバスについては維持していかなければならないし、まずは乗っていただかなければ、意見も聞けないし、対応もなかなか進まないこともありますので、そのような意味では、この400円の金額がもたない部分はあるかもしれないけれど、町民皆さんへの啓発のある意味でのきっかけになれば、私はそれで効果があることであると思っておりますので、これを有効に使っていた

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

だいて、町民から若干の不満の声も上がるかもしれないけれど、やはり、何らかの形で利用していただくことで、まず1本目の対策ではないけれど、この点については、やってみる必要があると感じているところでもあります。

続いて、もう1点、質問いたします。39ページ、除雪対策費、先ほどの説明で備品購入費について、当初予算から1,731万6,000円を減額とのことですが、なぜこのように大きな減額になったのか、お聞かせください。

- 議長 金子 廣司 農林建設課長。
- 農林建設課長 小薺 孝之 当初予算では、メーカーが3社ありまして、その平均額で予算計上をしております。実際、今回、入札ということで、おそらく競争心理が働いて金額が減額になったと判断しているところです。
- 議長 金子 廣司 堀広一議員。
- 議員 堀 広一 競争心理が働いたということですが、あまりにも差額が大きいので、当初の見積りがどうだったのか、そこに疑問がいくので、3社の当初予算額と実際に落ちた金額ということで、では、普段の見積り金額は、担当としては、どのように考えているのか。今後の備品購入や除雪対策以外にもいろいろな部分で購入することはあると思うけれど、この差額の大きさについて、どのように感じているのか、お聞かせください。
- 議長 金子 廣司 農林建設課長。
- 農林建設課長 小薺 孝之 議員のご指摘のとおり、入札予定額と落札額にかなりの開きがあるということで、当初の見積りが、どのようなものかと疑問が出てくるのですが、過去の入札結果を見ましても、同じような傾向にあると思っております。除雪車購入に対しては、見積が正規の見積りで出てくるのですが、落札で各業者がかなりコストを下げて出してくる傾向でありますので、あくまでも見積額で予算を取っている以上、入札結果がこのようなものになるというのは、この分野ではそのような傾向が出てくるのかなと思っております。
- 議長 金子 廣司 堀広一議員。
- 議員 堀 広一 了解しました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

- 議長 金子 廣司 大釜登議員。
- 議員 大釜 登 30ページ、老人福祉費、高齢者居宅生活支援事業で配食サービス業務が42万4,000円の増額となっており、当初より人員が増えたので増額しているのか。当初考えていた人数と現在の人数についてお伺いしたい。

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 人数では考えていなかったのですが、当初、利用者の利用回数を2,483回で見積もっておりました。配食サービスは週1回から3回まで利用することができて、それぞれ人によって利用回数が違っておられます。現在、利用されている方は24名で、今年度末の見込み回数を2,990回で見込みましたので、今回、その差額42万4,000円を補正計上しております。
- 議長 金子 廣司 大釜登議員。
- 議員 大釜 登 人数は増えないで、配食を受ける方の回数が1回から2回、3回から4回と増えたので、予算が増額になったという理解でよろしいですか。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 利用者数も若干増加していきまして、最初の予算計上は21名を見込んでおりました、現在は24名ということで、利用者も3名増えている状態で、その他に回数を増やした方もいるということになります。以上です。
- 議長 金子 廣司 大釜登議員。
- 議員 大釜 登 納得しました。私は人数を聞いたので、まず、それを答えていただかなければ、勘違いをしてしまうので、その点だけ気を付けていただきたいと思います。以上です。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第78号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午前11時21分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 1時30分再開）

- ◎ 日程6番 議案第79号 令和2年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議長 金子 廣司 日程6番 議案第79号 令和2年度月形町国民健康

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書43ページをお開きください。ただ今、上程されました議案第79号 令和2年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第5号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ720万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,606万7,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は44ページから45ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

56ページをお開きください。はじめに、歳出であります。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 補正額14万9,000円増額、共同電算処理業務でございまして、全額、保険給付費と交付金が財源でございまして、58ページでございまして、3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付費分 1目 医療給付費分 補正額はありませぬ。財源振替であります。60ページ、8款 諸支出金 1項 諸費 2目 過年度返納金 補正額50万1,000円、過年度返納金でございまして、北海道保険給付費等交付金の一部の返納金であります。3目 直営診療施設勘定繰入金 補正額655万3,000円増額、直営診療施設町立病院への繰入金でございまして、町立病院の医療器械等の整備に係る北海道からの補助金を町立病院会計へ繰出しするものであります。

52ページをお開きください。歳入です。4款 道支出金 1項 道補助金 1目 保険給付費等交付金 補正額985万3,000円増額でありまして、うち、直営診療施設整備の医療器械等整備分655万3,000円、その他に結核精神疾病に係る給付費差額分というものがございまして、これが330万円交付されます。続きまして、54ページ、6款 繰入金 2項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金 補正額265万円減額でございまして、歳入の保険給付費等交付金の増額等によりまして、繰入金を減額するものでございまして、以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませぬか（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませぬか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第79号は、原案のとおり可決することにしたい

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程7番 議案第80号 令和2年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長 金子 廣司 日程7番 議案第80号 令和2年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書63ページでございます。ただ今、上程されました議案第80号 令和2年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,291万2,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は64ページから65ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

82ページをお開きください。歳出であります。2款 保険給付費 4項 高額介護サービス等費 1目 高額介護（予防）サービス費 補正額113万4,000円増額、説明欄のとおりでございます。84ページ、3款 地域支援事業費 1項 介護予防事業費 1目 介護予防事業費 補正額75万4,000円の減額でございます。説明欄のとおり、介護予防事業費を減額するものですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業の中止等によるものでございます。

72ページをお開きいただきたいと思っております。歳入です。1款 保険料 1項 介護保険料 1目 第1号被保険者保険料 補正額10万7,000円増額、第1号被保険者65歳以上の特別徴収保険料でございます。歳出の高額介護サービス費の増額及び介護事業予防費の減額に伴う介護保険料の補正でございます。74ページ、4款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 介護給付費負担金 補正額22万6,000円の増額、介護予防サービス費による増額でございます。2項 国庫補助金 3目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業） 補正額15万円減額でございます。介護予防事業費の減額による補正減額でございます。76ページでございます。5款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金 30万6,000円増額、介護予防サービス費による増額でございます。2目 地域支

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

援事業支援交付金 20万3,000円減額でございます、介護予防事業費の減額によるものでございます。78ページでございます。6款 道支出金 1項 道負担金 1目 介護給付費負担金 14万1,000円増額、高額介護予防サービス費の増額によるものでございます。2項 道補助金 2目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業） 9万4,000円減額、介護予防事業費の減額によるものでございます。80ページでございます。8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 介護給付費繰入金 14万1,000円増額、高額介護予防サービス費の増額によるものでございます。5目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援事業） 9万4,000円減額、介護予防事業費の減額に伴うものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第80号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 議案第81号 令和2年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議長 金子 廣司 日程8番 議案第81号 令和2年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書87ページでございます。ただ今、上程されました議案第81号 令和2年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,312万6,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は88ページから89ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

100ページをご覧いただきたいと思います。歳出であります。1款 総務費 2項 徴収費 1目 徴収費 補正額60万5,000円増額でございます。後期高齢者医療保険料徴収システムの改修業務でございます。税制改正に対応するシステムの改修費でございます。財源につきましては、国庫補助金と一般会計からの繰入金でございます。102ページ、2款 後期高齢者医療広域連合給付金 1項 後期高齢者医療広域連合納付金 1目 後期高齢者医療広域連合納付金 61万1,000円減額です。後期高齢者医療広域連合の納付金で、事務費負担金の減額がありまして、一般会計からの繰入金を減額して対応するものでございます。

96ページでございます。歳入です。2款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金 補正額12万7,000円減額、事務費繰入金、一般会計からの繰入金の減額でございます。98ページです。5款 国庫支出金 1項 国庫補助金 1目 国庫補助金 補正額12万1,000円増額でございます。税制改正対応システム改修に係る国庫補助金でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第81号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程9番 議案第82号 令和2年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第6号）

- 議長 金子 廣司 日程9番 議案第82号 令和2年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書105ページでございます。ただ今、上程されました議案第82号 令和2年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第6号）について、説明申し上げます。第1条 令和2年度国民健康保険月形町立病院事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものであります。第2条 収益的収入及び支出の予定額の補正であります

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

が、収入の部では、1款 病院事業収益 1項 医業収益 2,725万2,000円増額、2項 医業外収益 71万2,000円増額をして、病院事業収益の総額を6億941万1,000円とするものであります。

支出の部では、1款 病院事業費用 1項 医業費用 2,796万4,000円増額し、病院事業費用の総額を病院事業収益総額と同額の6億941万1,000円とするものであります。

第3条 資本的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部では、1款 資本的収入 1項 出資金 297万6,000円増額、2項 繰入金 655万3,000円増額、3項 企業債 780万円減額、4項 補助金 44万円減額、5項 交付金 13万7,000円増額し、資本的収入の総額を1億86万6,000円とするものであります。

支出の部では、1款 資本的支出 1項 建設改良費 187万6,000円増額し、資本的支出の総額を1億1,674万8,000円とするものであります。これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を1,588万2,000円に、また、過年度分損益勘定留保資金も同じく1,588万2,000円に改めるものであります。

それでは、118ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出でございます。1款 病院事業費用 1項 医業費用 1目 給与費 620万6,000円増額、1節から4節まででございます。町立病院におきましては、会計年度任用職員を含めて、年度中に医療技術員や看護師等の入れ替わり増減が多く行われまして、現段階での見込みで予算を整理するものでございます。2目 材料費 1,989万5,000円増額、薬品費と診療材料費でございます。3目 経費につきましては、178万1,000円増額、9節から121ページ、15節まででございます。120ページ、5目 資産減耗費 8万2,000円増額でございます。

116ページをご覧ください。収入でございます。1款 病院事業収益 1項 医業収益 1目 入院収益 補正予定額3,818万9,000円、入院収益でございますが、当初1日あたり29名で入院を計上しておりましたが、現在においては34名ほどになっておりまして、入院収益について見直しをするものでございます。2目 外来収益 1,093万7,000円減額でございます。減額の主な要因につきましては、このコロナ禍における外来患者数の減でございます。2項 医業外収益 5目 補助金 64万1,000円増額でございます。説明欄のとおりでございます。上段の緊急包括支援事業補助金44万円につきましては、資本的収入からこの収益的収入に組み替え移行されるものでございまして、消毒資材に係る補助金でございます。その下、発熱患者外来診療・検査体制確保事業補助金20万1,

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

000円につきましては、発熱外来の診療見込み数に対する道からの補助金でございます。6目 交付金 7万1,000円増額、社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、マイナンバーカードを使ったオンライン資格を行うための電子カルテシステムの改修に対する補助金でございます。

124ページをご覧いただきたいと思います。資本的収入及び支出の支出でございます。1款 資本的支出 1項 建設改良費 1目 有形固定資産購入費 187万6,000円増額、医療器械、什器備品の購入経費でございます。

続きまして、122ページでございますが、収入でございます。1款 資本的収入 1項 出資金 1目 出資金 297万6,000円増額、建設改良に要する町立病院の医療器械等の整備に対する町の一般会計からの出資金でございます。2項 繰入金 1目 繰入金 655万3,000円増額でございます。CTスキャンと医療器械整備に対する道補助金の国保会計からの繰入金でございます。3項 企業債 1目 企業債780万円減額でございます。医療器械整備に係る補助金の増額があったことによりまして、起債の減額をするものでございます。4項 補助金 1目 補助金 44万円減額、新型コロナウイルスに関する道補助金でございます。5項 交付金 1目 交付金 13万7,000円増額でございます。先ほどのオンライン資格の確認を行うための連携ソフト導入に対する補助金でございます。

106ページに戻っていただきたいと思います。補正予算第4条 企業債の補正であります。事業費の変更に伴い医療機器整備事業の起債の限度額を1,300万円に変更するものであります。続いて、第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、給与費を620万6,000円増額し、3億4,535万1,000円に改めるものであります。第6条は、たな卸資産購入限度額を7,135万7,000円に改めるものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 119ページですけれど、材料費、薬品費はインフルエンザワクチン、診療材料費の770万円はPCR検査に係る費用、それと120ページ、検査業務の180万8,000円は、PCR検査費用ということでしょうか。
- 議長 金子 廣司 病院事務長。

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

○ 病院事務長 吉永 裕也 お答えいたします。材料費、薬品費につきましては、当初3,500万円でしたけれども、入院患者の増加ということで、現在、決算見込みは4,700万円ほど、先ほど副町長から説明があったように入院患者が34名と増加しているので、薬品も足りない、材料費についても、入院患者もそうですけれど、このコロナ禍の高騰によりまして、衛生材料が資材等の高騰によりまして、770万円の補正を必要とするものであります。

委託料につきましては、同じく入院患者の検査業務で上がっていることとなります。以上です。

○ 議長 金子 廣司 東出善幸議員。

○ 議員 東出 善幸 PCR検査に係る費用というのは、この予算の中には出てこないのでしょうか。

○ 議長 金子 廣司 病院事務長。

○ 病院事務長 吉永 裕也 PCR検査につきましては、実費の場合は本人に支払っていただきますし、保険適用の場合は、保険で賄えますので、この費用にはほとんど入ってきません。

○ 議長 金子 廣司 東出善幸議員。

○ 議員 東出 善幸 もう一つ、教えていただきたいのですが、歳入であれば117ページの発熱患者外来診療とありますが、予算とは少し離れますけれど、現在、発熱外来を設けていますけれど、その状況、PCR検査の状況、インフルエンザの状況、それと、インフルザワクチンが無いということですが、今後、入ってくる見込みがあるかどうか、教えていただけないでしょうか。

○ 議長 金子 廣司 病院事務長。

○ 病院事務長 吉永 裕也 今までのPCR検査の状況につきましては、全体で15件ございます。内訳が実費10件、保険適用5件となっております。8月から実施しておりますけれど、町内の方を対象とし、町外の方は遠慮していただいております。

それから、発熱外来につきましては、11月中旬に工事が終わりました、今のところ10名程度がその施設を利用して、動線を分けた形で発熱患者を診る形になっております。

インフルエンザにつきましては、これまで1,185名が予防接種を受けております。11月10日現在で打ち切りまして、その後、予約を受けておりますけれど、150名程度がいらっしやいまして、70名から80名ぐらいは受けることができるのではないかと見込んでおり、今、ワクチンを集めているところでございます。以上です。

○ 議長 金子 廣司 東出善幸議員。

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

○ 議員 東出 善幸 そうすると、インフルエンザの関係については、まだ予約を受付けているということ、また、テレビなどで報道されていますけれど、今年はマスクの使用や手洗いをしっかりやっているということで、インフルエンザに罹る人が極端に少ないということですが、町立病院でのインフルエンザの受診状況は、どうでしょうか。

○ 議長 金子 廣司 病院事務長。

○ 病院事務長 吉永 裕也 まず、ワクチンについては、かなり厳しく、何とか11月10日以降に70名分を確保したというのが現状です。薬品の間屋やナカジマ薬局などに協力を依頼しまして、何とか確保しましたけれど、全員が受けることは、なかなか厳しいと思っております。

それから、インフルエンザ患者につきましては、これまでは認められておりません。以上です。

○ 議長 金子 廣司 東出善幸議員。

○ 議員 東出 善幸 了解しました。

○ 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

○ 議長 金子 廣司 松田順一議員。

○ 議員 松田 順一 116ページ、先ほど、副町長から説明がありました入院収益、入院患者が34名になったということで、3,818万円ぐらい増加しているということで、喜ばしいと言って良いかどうか分かりませんが、そのような状況であるということで、ところが118ページ、給与費を見ると、それほど上がっていない。看護師を辞めた方もいると聞いていますが、その辺、入院患者と看護師の仕事の割合が順調にいつているのかどうか、その辺の状況はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長 金子 廣司 病院事務長。

○ 病院事務長 吉永 裕也 入院患者につきましては、34名ということで、当初見込みよりも87%ぐらいになっていますので、看護師も忙しい中で、日々業務をやっているということで、それに耐えられないという方もいて、1名退職された方もいますけれど、今のところ、人員的には厳しい状態ではありません。

○ 議長 金子 廣司 松田順一議員。

○ 議員 松田 順一 今のところ厳しくないということですが、看護師をこれ以上増やす必要性はないと考えて良いのでしょうか。

○ 議長 金子 廣司 病院事務長。

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

- 病院事務長 吉永 裕也 職員としては、定数が決まっておりますので、これ以上、正職員として採用するのは難しいので、今後は派遣ということはあり得るかもしれません。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 今の話ですと、職員定数の看護師は確保されているし、どうしても忙しくなったら派遣などの形で補っていきたいということでしょうか。
- 議長 金子 廣司 病院事務長。
- 病院事務長 吉永 裕也 そのとおりです。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 分かりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第82号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午後 2時01分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 2時10分再開）

- ◎ 日程10番 議案第83号 地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議長 金子 廣司 日程10番 議案第83号 地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書129ページであります。ただ今、上程されました議案第83号 地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明申し上げます。条例制定の趣旨であります。令和2年3月31

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

日に公布された地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正により、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われておりまして、地方税における延滞金と同様に定めている税条例以外の例規について見直し、改正を行うものであります。具体的には、延滞金の計算に用いる特例基準割合の引き下げが行われ、用語についても延滞金特例基準割合に改めるものであります。この改正の対象となる本町の関係条例は、129ページ、改正条例第1条 月形町税外諸収入金の徴収に関する条例、第2条 月形町肉用牛貸付及び譲渡に関する条例、第3条 月形町営住宅条例、第4条 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例、第5条 月形町営住宅特定公共賃貸住宅条例、第6条 月形町介護保険条例、第7条 月形町道路占用料条例 第8条 月形町流水占用料等条例、第9条 月形町後期高齢者医療に関する条例であります。附則であります。この条例は、令和3年1月1日から施行するものであります。また、経過措置としまして、第1条から第9条までの規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用するもので、施行日前の期間に対応する延滞金については適用せず、従前の例によるものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第83号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程11番 議案第84号 月形町議会議員及び月形町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程11番 議案第84号 月形町議会議員及び月形町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書133ページでございます。ただ今、上程されました議案第84号 月形町議会議員及び月形町長の選挙における選挙運

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

動の公費負担に関する条例の制定について、説明申し上げます。本条例の制定に係る経緯であります。本年6月に町村の選挙における立候補に係る環境改善のため、選挙公営の対象を拡大するとともに、町村議会議員選挙においても供託金制度を導入することなど、公職選挙法の一部が改正されました。この選挙公営の対象拡大に関しましては、条例の定めるところにより、選挙運動のための自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成について、無料とすることができるように改正がされております。このため、本町におきましても、立候補に係る環境改善のため選挙運動の公費負担に関する条例を定めるものであります。条例の概要であります。第1条は趣旨といたしまして、この条例は、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めることと規定しております。第2条は、選挙における候補者は、当該候補者の供託物が町に帰属することとならない場合、いわゆる没収されない場合に限って、64,500円に選挙運動期間日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用できるとする規定であります。第3条は、公費負担を受けようとする者は、タクシー、ハイヤー等の事業者である一般乗用旅客自動車運送事業者、またはその他の者と選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会に届けなければならないことを規定、第4条は、町は一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該事業者等に金額を支払うものとし、その金額は、第1号 運転手、燃料、自動車込みの一般運送契約の場合、選挙運動期間中1台に限って1日あたり64,500円を限度に使用日数分の金額、第2号 一般運送以外の個別契約の場合は、ア 自動車の借上料は、選挙運動期間中1台に限って1日あたり15,800円を限度に使用日数分の金額、イ 自動車の燃料代は、選挙運動期間中1台に限って7,500円に選挙運動期間日数を乗じた範囲内で、ウ 自動車の運転従事者の報酬は、選挙運動期間中1名に限って1日あたり12,500円を限度に従事日数分の金額とする規定であります。第5条は、選挙運動用自動車の使用契約を運送事業者とその他の者の両方を契約している場合は、どちらかの契約のみが締結されているものとみなす規定であります。第6条は、候補者は供託物が没収されない場合に限って、第8条で定める選挙運動用ビラ一枚あたりの作成単価7円51銭に法定枚数を乗じた範囲で、選挙運動用ビラを無料で作成できるとする規定であります。第7条は、公費負担を受けようとする者は、ビラ作成業者との間に有償契約を締結し、選挙管理委員会に届けなければならないことの規定であります。第8条は、ビラの作成の公費負担額及び支払い手続きについての規定であります。第9条は、候補者は供託物が没収されない場合に限って、第11条で定める選挙運動用

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

ポスターの一枚あたりの作成単価525円6銭にポスター掲示場の数、当町は20を乗じて得た金額に62,100円を加えた金額を掲示場の数20で除して得た金額、これが3,631円となりますが、その単価にポスター作成枚数、ポスター掲示場の数20に1.2を乗じて得た数を乗じた範囲で、選挙運動用ポスターを無料で作成できる規定であります。第10条は、公費負担を受けようとする者は、ポスター作成業者との間に有償契約を締結し、選挙管理委員会に届けなければならないことの規定であります。第11条は、ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続きについての規定であります。第12条ですが、この条例の施行に関し必要な事項は、選挙管理委員会が別に定めるものとします。条例の中で出てきた単価につきましては、公職選挙法の政令において規定された金額を用いております。附則であります。この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行するもので、法律の施行は、公布の日、公布の日は令和2年6月12日でありまして、その日から起算して6カ月を経過した日から施行となりますので、この条例は、令和2年12月12日から施行するものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 一つ確認したいのですが、次回の町議会議員に立つにも供託金を納めなければいけないということで、文面にありますように、このような理解で良いのかということで質問ですが、供託金が没収された場合、全額自己負担になるというのは、当該候補者に係る供託物が規定に基づき、月形町に帰属することがない場合に限るとというのがその部分で、それは、自動車、ポスター、ビラの全てがそれに当てはまるという理解で良いのかどうか。
- 議長 金子 廣司 総務課長。
- 総務課長 木須 将門 ただ今のご質問ですが、供託金の没収につきましては、今回、法の改正で議員の立候補についても供託金が必要になる、15万円という形になりますが、この法定得票数、これは有効投票、総数を議員定数で除した額の10分の1が法定得票数という形になります。これを下回る場合については、いくら経費が掛かっている、今回の公費負担の対象にはならない形になりますので、ご了解いただきたいと思っております。
- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 分かりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第84号は、原案のとおり可決することにし
たいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決すること
に決定いたしました。

◎ 日程12番 議案第85号 月形町認定こども園条例の一部を改正する条 例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程12番 議案第85号 月形町認定こども園条例
の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書139ページです。ただ今、上程されました
議案第85号 月形町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定につ
いて、説明申し上げます。今回の条例改正であります。本年3月に策定いた
しました、月形町第2期子ども子育て支援事業計画に基づくものでありま
して、月形町認定こども園花の里こども園の定員の見直しに係る条例の改正
であります。幼児教育・保育の状況につきましては、国が行う幼児教育・保
育の無償化や本町独自の給食費及び3号認定児童の保育料の無償化によりま
して、保護者の経済的負担が減少したことなどから、1号認定いわゆる幼稚園
部分を利用する家庭が減少して、2号認定及び3号認定、いわゆる保育所部
分を利用する家庭が増えてきております。このため、条例で定める定員が実
態にそぐわなくなってきた状況にあります。

改正条例でございますが、定員に係る第10条第2項第1号に規定する1
号認定子どもの定員を30人から19人に減らし、同項第2号に規定する2
号認定子どもの定員を33人から31人に減らし、同項第3号に規定する3
号認定子どもの0歳児を5人から6人に、1歳児及び2歳児を12人から2
4人にそれぞれ増やす改正であります。なお、定員の総数80人は変更いた
しません。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い
いたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

お諮りいたします。議案第85号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程13番 議案第86号 月形町青果物集出荷貯蔵施設条例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程13番 議案第86号 月形町青果物集出荷貯蔵施設条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書141ページです。ただ今、上程されました議案第86号 月形町青果物集出荷貯蔵施設条例の制定について、説明申し上げます。現在、整備中でございますが、令和3年3月竣工予定の月形町青果物集出荷貯蔵施設について、地方自治法第244条第1項の規定による公の施設として設置するため、同法第244条の2第1項の規定により、施設の設置及び管理に関する事項について条例で定めるものであります。条例の概要であります。第1条は本条例の制定の目的を規定し、第2条は施設の名を月形町青果物集出荷貯蔵施設と規定しております。第3条は集出荷貯蔵施設が行う事業を規定しております。第4条から第6条は、集出荷貯蔵施設の管理は指定管理者に行わせること、指定管理者が行う業務、指定管理者の責務について規定をしております。第7条から第10条は、集出荷貯蔵施設の利用に関して承認基準等について規定をしております。第11条は、利用者は利用料金を指定管理者に納めなければならないことその他、利用料金の額は出荷箱1箱当たり50円を上限として、指定管理者が町長の承認を受けて定めることを、また、指定管理者が利用料金を減免できることを規定しております。第13条は、町長は、やむを得ない事情がある場合は、集出荷貯蔵施設の管理に係る業務を行うことができることを規定しております。第17条ですが、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。附則であります。この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。地方自治法第244条の2第3項の規定によります集出荷貯蔵施設の指定管理者の指定に係る手続その他必要な準備行為、これについては、この条例の施行前においても行うことができるものとするものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第86号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程14番 同意案第13号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議長 金子 廣司 日程14番 同意案第13号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書153ページをお開きください。ただ今、上程されました同意案第13号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について、次の者を月形町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。住所 樺戸郡月形町*****
氏名 坂下 彰 *****生まれです。今回の提案は、月形町固定資産評価審査委員会委員である坂下彰氏の任期が令和2年12月20日をもって満了となりますが、引き続き同氏を選任したく、議会の同意をお願いするものであります。なお、任期につきましては、令和2年12月21日から令和5年12月20日までの3年間であります。固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。同意案第13号は、原案のとおり同意することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

◎ 日程15番 意見案第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書の提出について、日程16番 意見案第7号 経営所得安定対策における「子実用とうもろこし」の適用拡大を求める要望意見書の提出について、日程17番 意見案第8号 コロナ禍による地域経済対策を求める要望意見書の提出について

○ 議長 金子 廣司 日程15番 意見案第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書の提出について、日程16番 意見案第7号 経営所得安定対策における子実用とうもろこしの適用拡大を求める要望意見書の提出について、日程17番 意見案第8号 コロナ禍による地域経済対策を求める要望意見書の提出についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 金子 廣司 大釜 登議員。

○ 議員 大釜 登 ただ今、議長のご指名をいただきましたので、意見案第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書の提出について、意見案第7号 経営所得安定対策における子実用とうもろこしの適用拡大を求める要望意見書の提出について、意見案第8号 コロナ禍による地域経済対策を求める要望意見書の提出について、以上、3件を一括して提案理由の説明をさせていただきます。

なお、意見案の賛成者として、月形町議会議員 楠順一議員、同じく我妻耕議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案理由については、本来であれば説明するところではありますが、要望意見書案を配付済みですので、省略させていただきます。よって、意見案第6号の要望意見書記載の6点、意見案第7号の要望意見書記載の3点、意見案第8号の要望意見書記載の2点を、確実に実現されるよう関係機関に強く要望するものであります。以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。議員各位のご賛同を賜りますことを心からお願い申し上げ、意見案第6号、第7号及び第8号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○ 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

令和2年第4回定例会 2日目（12月9日）

お諮りいたします。意見案第6号、意見案第7号、意見案第8号は、原案のとおり提出することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ **議長 金子 廣司** 異議なしと認め、意見案第6号、意見案第7号、意見案第8号は、原案のとおり提出することに決定いたしました。

○ **議長 金子 廣司** 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。会議を閉じます。これをもって、令和2年第4回月形町議会定例会を閉会します。

（午後 2時36分閉会）